

自動車騒音に係る調査について

自動車を発生源とする騒音の調査には、騒音規制法第 18 条に基づく「自動車騒音常時監視」と、騒音規制法第 17 条および振動規制法第 16 条に基づく「要請限度超過状況の調査」の 2 種があり、これらは調査・評価方法が異なります。

調査区分	内 容	根拠法令
自動車騒音常時監視	主要な道路近傍の住居等における騒音曝露状況を環境基準*1 と比較することで生活環境を評価します。	騒音規制法 第 18 条
要請限度超過状況の調査	道路端での騒音・振動状況を調査し要請限度*2 と比較することで道路状況を評価します。	騒音規制法 第 17 条 振動規制法 第 16 条

区では、自動車騒音常時監視が移管された平成 15 年度以降「自動車騒音常時監視」「要請限度超過状況の調査」を同一の調査内で行っています。調査は 5 年で区内の主要な道路を一巡するように行っています。

*1 環境基準 : 人の健康を保持し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準

*2 要請限度 : 自動車騒音および振動について環境省令で定めた限度。これを超えることで道路周辺の生活環境が著しく損なわれる場合には、関係行政機関に対して措置を求め、意見を述べることができる
